

養蜂振興法に基づく届出について

平成25年1月より施行の改正養蜂振興法により、以下のとおり届出が必要になりました。

- ・ ミツバチを通年で飼育されている方
 - ・ はちみつやミツバチ等を販売・譲渡されている方
- は、『蜜蜂飼育届』及び『蜜蜂飼養状況調査報告書』を毎年1月中に住所地の都道府県あて提出してください。
(手数料はかかりません。)

- ・ 花粉交配用にのみミツバチを飼育される方
- は、『蜜蜂等花粉交配状況調査票』を毎年1月中に住所地の都道府県あて提出してください。
(花粉交配用に必要な群数のミツバチを数週間～数ヶ月間のみ、一時的に飼育されている方に限ります。)

- ・ 届出は、郵送、FAXまたはEメールでお願いいたします。
- ・ なお、各種様式は、当部HPにも掲載しております。
Eメールでの提出の際にご活用ください。

ミツバチの飼養管理に係る注意点

- ・ 花粉交配用に使用したミツバチは、そのまま放置するとミツバチの病気の原因となります。養蜂業者への返却あるいは焼却等を行い、必ず、適切に処置してください。

園芸農家



貸出等の場合 → 養蜂業者に返却

買取の場合 → 焼却



【届出先】

宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所畜産振興部

【連絡先】

TEL：0228-22-2487

FAX：0228-22-2194

Mail：nh-khnr-tk@pref.miyagi.lg.jp